

平成23年度小樽市予算書

目

一 般 会 計	1
特 別 会 計	
港 湾 整 備 事 業	5
青 果 物 卸 売 市 場 事 業	7
水 産 物 卸 売 市 場 事 業	8
国 民 健 康 保 険 事 業	9
土 地 取 得 事 業	11
住 宅 事 業	13
簡 易 水 道 事 業	15
介 護 保 険 事 業	17
産 業 廃 棄 物 処 分 事 業	19
後 期 高 齡 者 医 療 事 業	20

次

企 業 会 計	
病 院 事 業	21
水 道 事 業	25
下 水 道 事 業	27
産 業 廃 棄 物 等 処 分 事 業	29

平成23年度 小樽市 一般会計 予算

平成23年度小樽市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ55,172,150千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、25,000,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 市 税		千円
	1 市 民 税	14,000,000
	2 市 民 税 補 正	5,809,000
	3 市 民 税 減 額	5,997,400
	4 市 民 税 特 別 徴 収	125,500
	5 市 民 税 特 別 徴 収	890,400
2 地 方 譲 与 税	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	399,001
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	114,000
	3 地 方 道 路 譲 与 税	265,000
	4 特 別 と ん 譲 与 税	1
3 利 子 割 交 付 金	1 利 子 割 交 付 金	20,000
		35,000
4 配 当 割 交 付 金	1 配 当 割 交 付 金	35,000
		7,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	4,000
		4,000
6 地 方 消 費 税 交 付 金	1 地 方 消 費 税 交 付 金	4,000
		1,448,000
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	1,448,000
		40,000
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金	40,000
		63,000
9 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	1 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	63,000
		400
10 地 方 特 例 交 付 金	1 地 方 特 例 交 付 金	400
		163,000
11 地 方 交 付 税	1 地 方 交 付 税	163,000
		15,270,000
12 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	1 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	15,270,000
		30,000

款	項	金額
13 分 担 金 及 び 負 担 金	1 負 担 金	千円
		382,351
14 使 用 料 及 び 手 数 料	1 使 手 用 料	943,223
	2 手 数 料	563,337
15 国 庫 支 出 金	1 国 庫 負 担 金	10,954,149
	2 国 庫 補 助 金	10,550,851
	3 国 庫 委 託 金	371,505
16 道 支 出 金	1 道 道 負 担 金	3,153,712
	2 道 道 補 助 金	2,015,309
	3 道 道 委 託 金	914,906
17 財 産 収 入	1 財 産 運 用 収 入	223,497
	2 財 産 売 払 収 入	71,284
18 寄 附 金	1 寄 附 金	69,776
		1,508
19 繰 入 金	1 特 別 会 計 繰 入 金	405
	2 基 金 繰 入 金	405
20 諸 収 入	1 延 滞 金、加 算 金 及 び 過 料	976,446
	2 預 金 利 子 入 金	901,144
	3 貸 付 金 元 利 収 入	75,302
	4 雑 収 入	3,145,479
21 市 債	1 市 債	9,000
		1
歳 入 合 計		2,785,251
		351,227
歳 入 合 計		4,085,700
		4,085,700

歳出

款	項	金額
1 議会費	1 議会費	千円 345,831 345,831
2 総務費	1 総務管理費 2 徴税費 3 戸籍住民基本台帳費 4 選挙調査費 5 統計委員費	1,052,540 811,930 66,233 43,964 118,250 8,455 3,708
3 民生費	1 社会福祉費 2 児童福祉費 3 国民生活年金費 4 国民生活施設費	23,623,853 9,611,071 4,525,325 9,347,482 5,301 134,674
4 衛生費	1 保健衛生費 2 保健所費 3 清掃費	4,693,765 2,171,852 567,196 1,954,717
5 労働費	1 労働諸費	95,902 95,902
6 農林水産業費	1 農林業費 2 水産業費	113,135 89,102 24,033
7 商工費	1 商工費	2,044,589 2,044,589
8 土木費	1 土木総務費 2 道路橋りょう費 3 河川計画費 4 都市画費 5 都住宅費 6 港湾費	4,117,953 3,369 909,685 64,488 1,972,147 389,234 779,030

款	項	金額
9 消費費	1 消費費	千円 206,471 206,471
10 教育費	1 教育総務費 2 小中学校校費 3 中学校校費 4 学給食費 5 社会会給体費 6 社食育費	2,292,318 191,014 804,272 345,785 532,410 297,340 121,497
11 公債費	1 公債費	6,862,069 6,862,069
12 諸支出金	1 貸付金 2 特別会計償還金 3 基金償還金	959,431 818,366 88,221 52,844
13 職員給与費	1 職員給与費	8,734,293 8,734,293
14 予備費	1 予備費	30,000 30,000
歳出	合計	55,172,150

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
事後処理機等賃借料	平成24年度から 平成28年度まで	千円 8,328
基幹業務系システム最適化事業費	平成24年度から 平成28年度まで	146,070
家屋評価システム借上料	平成24年度から 平成27年度まで	8,200
個人市民税電算システム構築事業費	平成24年度から 平成28年度まで	197,880
住民基本台帳システム改修事業費	平成24年度から 平成28年度まで	204,810
防火衣整備事業費	平成24年度から 平成27年度まで	18,482
校務用パソコン整備事業費 (小学校費)	平成24年度から 平成28年度まで	7,722
校務用パソコン整備事業費 (中学校費)	平成24年度から 平成28年度まで	4,537
校舎耐震補強及び大規模改造事業費 (長橋中、桜町中)	平成24年度	410,500
小樽市土地開発公社の借入金に対する 債務保証	平成23年度から 平成24年度まで	818,366

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
出 資 金 債	千円 29,100	普通貸借 又は 登録公債	10.0 以内	1 起債年度から据置 期間を含め、30年以 内に借入先が定める 償還年次表により償 還する。 2 事業又は財政その 他の都合により、起 債金額の全部又は一 部を翌年度に繰延借 入れをすることができる。 3 財政の都合等によ り繰上償還又は借換 えをすることができる。 4 利率見直し方式で 借り入れる資金につ いて、利率の見直し があった場合は、当 該見直し後の利率と する。
水産環境整備事業費	800			
漁港等施設整備事業費	5,000			
道路新設改良事業費	566,900			
河川整備事業費	40,000			
都市計画事業費	28,000			
港湾事業費	148,200			
消防施設整備事業費	16,800			
義務教育施設整備事業費	291,600			
学校給食施設整備事業費	200,000			
臨時財政対策債	2,162,000			
退職手当債	597,300			

平成23年度 小樽市港湾整備事業特別会計予算

平成23年度小樽市の港湾整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ537,534千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(市債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 315,800 315,800
2 財産収入	1 財産運用収入	11,300 11,300
3 繰入金	1 一般会計繰入金	11,721 11,721
4 諸収入	1 雑収入	10,913 10,913
5 市債	1 市債	187,800 187,800
歳入合計		537,534

歳出

款	項	金額
1 港湾整備事業費	1 港湾整備事業費	千円 164,240 164,240
2 公債費	1 公債費	373,194 373,194
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		537,534

第2表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
資本費平準化債	千円 187,800	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成23年度 小樽市青果物卸売市場事業特別会計予算

平成23年度小樽市の青果物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ36,506千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 11,761 11,761
2 繰入金	1 一般会計繰入金	14,475 14,475
3 諸収入	1 雑収入	10,270 10,270
歳入合計		36,506

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 35,694 35,694
2 公債費	1 公債費	712 712
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出合計		36,506

平成23年度 小樽市水産物卸売市場事業特別会計予算

平成23年度小樽市の水産物卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ38,214千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 20,794 20,794
2 繰入金	1 一般会計繰入金	2,357 2,357
3 諸収入	1 雑収入	15,063 15,063
歳入合計		38,214

歳出

款	項	金額
1 管理費	1 管理費	千円 36,682 36,682
2 公債費	1 公債費	1,482 1,482
3 予備費	1 予備費	50 50
歳出合計		38,214

平成23年度 小樽市国民健康保険事業特別会計予算

平成23年度小樽市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,240,338千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 国民健康保険料		千円 2,814,200
	1 国民健康保険料	2,814,200
2 国庫支出金		4,485,812
	1 国庫負担金	2,905,675
	2 国庫補助金	1,580,137
3 療養給付費等交付金		1,004,517
	1 療養給付費等交付金	1,004,517
4 前期高齢者交付金		4,703,511
	1 前期高齢者交付金	4,703,511
5 道支出金		623,844
	1 道負担金	118,875
	2 道補助金	504,969
6 共同事業交付金		2,282,400
	1 共同事業交付金	2,282,400
7 繰入金		1,309,465
	1 一般会計繰入金	1,309,465
8 諸収入		16,589
	1 延滞金、加算金及び過料	510
	2 雑収入	16,079
歳入合計		17,240,338

歳出

款	項	金額
1 総務費		千円 338,851
	1 総務管理費	338,851
2 保険給付費		12,657,571
	1 療養諸費	12,611,450
	2 出産育児等諸費	46,121
3 後期高齢者支援金等		1,468,858
	1 後期高齢者支援金等	1,468,858
4 前期高齢者納付金等		4,269
	1 前期高齢者納付金等	4,269
5 老人保健拠出金		150
	1 老人保健拠出金	150
6 介護納付金		618,533
	1 介護納付金	618,533
7 共同事業拠出金		2,144,406
	1 共同事業拠出金	2,144,406
8 諸支出金		7,500
	1 償還金及び還付加算金	7,500
9 予備費		200
	1 予備費	200
歳出合計		17,240,338

平成23年度 小樽市土地取得事業特別会計予算

平成23年度小樽市の土地取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,487千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 財産収入	1 財産運用収入	千円 3,445 3,445
2 諸収入	1 貸付地収入	42 42
歳入合計		3,487

歳出

款	項	金額
1 土地開発基金費	1 土地開発基金費	千円 3,487 3,487
歳出合計		3,487

平成23年度 小樽市住宅事業特別会計予算

平成23年度小樽市の住宅事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,170,680千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 使用料	千円 597,252 597,252
2 国庫支出金	1 国庫補助金	134,782 134,782
3 財産収入	1 財産運用収入	310 310
4 繰入金	1 基金繰入金 2 一般会計繰入金	265,608 3,354 262,254
5 諸収入	1 住宅敷金収入 2 雑収入	4,128 3,618 510
6 市債	1 市債	168,600 168,600
歳入	合計	1,170,680

歳出

款	項	金額
1 住宅事業費	1 住宅管理費 2 住宅建築費	千円 588,588 283,692 304,896
2 公債費	1 公債費	581,992 581,992
3 予備費	1 予備費	100 100
歳出	合計	1,170,680

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
公営住宅建替事業費 (オタモイ住宅4号棟45戸)	平成24年度	千円 450,500

第3表 市債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
市営住宅整備事業費	千円 168,600	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	<p>1 起債年度から据置期間を含め、30年以内に借入先が定める償還年次表により償還する。</p> <p>2 事業又は財政その他の都合により、起債金額の全部又は一部を翌年度に繰延借入れをすることができる。</p> <p>3 財政の都合等により繰上償還又は借換えをすることができる。</p> <p>4 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。</p>

平成23年度 小樽市簡易水道事業特別会計予算

平成23年度小樽市の簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ198,749千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料		千円
	1 使 用 料	58,890
	2 手 数 料	58,800 90
2 道 支 出 金	1 道 補 助 金	60,923 60,923
3 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金	76,875 76,875
4 諸 収 入	1 受 託 事 業 収 入	2,061 2,000
	2 雑 収 入	61
歳 入	合 計	198,749

歳出

款	項	金額
1 簡易水道事業費		千円
	1 水 道 事 業 費	116,842 23,458
	2 水 道 建 設 費	93,384
2 公 債 費	1 公 債 費	81,807 81,807
3 予 備 費	1 予 備 費	100 100
歳 出	合 計	198,749

平成23年度 小樽市介護保険事業特別会計予算

平成23年度小樽市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ12,784,047千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算
歳入

款	項	金額
1 保 険 料		千円 2,006,198
	1 介 護 保 険 料	2,006,198
2 国 庫 支 出 金		3,103,402
	1 国 庫 負 担 金 2 国 庫 補 助 金	2,169,076 934,326
3 支 払 基 金 交 付 金		3,702,816
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,702,816
4 道 支 出 金		1,870,477
	1 道 負 担 金 2 道 補 助 金	1,833,086 37,391
5 財 産 収 入		1,509
	1 財 産 運 用 収 入	1,509
6 繰 入 金		2,099,445
	1 一 般 会 計 繰 入 金 2 基 金 繰 入 金	1,846,175 253,270
7 諸 収 入		200
	1 延滞金、加算金及び過料 2 雑 入	100 100
歳 入 合 計		12,784,047

歳出

款	項	金額
1 総 務 費		千円 268,491
	1 総 務 管 理 費	146,688
	2 徴 収 費	11,045
	3 介 護 認 定 審 査 会 費 4 趣 旨 普 及 費	110,495 263
2 保 険 給 付 費		12,314,346
	1 介 護 サービス等諸費	11,407,087
	2 介 護 予 防 サービス等諸費	549,542
	3 高 額 介 護 サービス等費 4 そ の 他 諸 費	345,006 12,711
3 地 域 支 援 事 業 費		197,601
	1 介 護 予 防 事 業 費 2 包 括 的 支 援 事 業 費 ・ 任 意 事 業 費	28,374 169,227
4 基 金 積 立 金		1,509
	1 基 金 積 立 金	1,509
5 諸 支 出 金		1,100
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,100
6 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		12,784,047

平成23年度 小樽市産業廃棄物処分事業特別会計予算

平成23年度小樽市の産業廃棄物処分事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ93,525千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
1 使用料及び手数料	1 手数料	千円 93,472 93,472
2 諸収入	1 雑収入	53 53
歳入合計		93,525

歳出

款	項	金額
1 産業廃棄物処分事業費	1 産業廃棄物処分事業費	千円 53,150 53,150
2 公債費	1 公債費	18,731 18,731
3 諸支出金	1 繰出金	21,144 21,144
4 予備費	1 予備費	500 500
歳出合計		93,525

平成23年度 小樽市後期高齢者医療事業特別会計予算

平成23年度小樽市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

- 1 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,947,477千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表 歳入歳出予算」による。

別表 歳入歳出予算

歳入

款	項	金額
		千円
1 後期高齢者医療保険料	1 後期高齢者医療保険料	1,462,508 1,462,508
2 繰入金	1 一般会計繰入金	460,813 460,813
3 諸収入	1 受託事業収入 2 償還金及び還付加算金 3 雑入	24,156 17,668 2,500 3,988
歳入	合計	1,947,477

歳出

款	項	金額
		千円
1 総務費	1 総務管理費 2 徴収費	79,984 72,950 7,034
2 後期高齢者医療広域連合納付金	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,864,493 1,864,493
3 諸支出金	1 償還金及び還付加算金	2,500 2,500
4 予備費	1 予備費	500 500
歳出	合計	1,947,477

平成23年度 小樽市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成23年度病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	445 床
(2) 年間入院患者数	129,198 人
(3) 年間外来患者数	181,048 人
(4) 一日平均入院患者数	353 人
(5) 一日平均外来患者数	742 人
(6) 主な建設改良事業の概要	

イ 医療機器等購入費 400,000 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入
第1款 病院事業収益	9,556,955 千円
第1項 医 業 収 益	8,127,327 千円
第2項 医 業 外 収 益	1,084,854 千円

第3項 附 帯 事 業 収 益 77,898 千円

第4項 特 別 利 益 266,876 千円

支 出

第1款 病院事業費用 9,526,359 千円

 第1項 医 業 費 用 9,034,445 千円

 第2項 医 業 外 費 用 397,258 千円

 第3項 附 帯 事 業 費 用 80,656 千円

 第4項 特 別 損 失 14,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的

収入額が資本的支出額に対し不足する額508,248千円は、当年度分消費

税及び地方消費税資本的収支調整額360千円、過年度分損益勘定留保

資金14,089千円及び当年度分損益勘定留保資金493,799千円で補てん

するものとする。）。

	収 入
第1款 資本的収入	508,015 千円
第1項 企 業 債	400,000 千円
第2項 他 会 計 出 資 金	108,015 千円

支 出

第1款 資本的支出	1,016,263 千円
第1項 建設改良費	401,200 千円
第2項 企業債償還金	584,657 千円
第3項 長期貸付金	15,588 千円
第4項 退職給与金	14,749 千円
第5項 国庫補助金返還金	69 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法
小樽病院 医療機器等 整備事業費	千円 197,000	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成 24 年度から据置期間を含め 30 年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
医療センター 医療機器等 整備事業費	203,000			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、3,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 医業費用(給与費)及び附帯事業費用(給与費)の予定支出に不足が生じた場合、相互に流用することができる。
- (2) 医業費用(材料費及び経費)の予定支出に不足が生じた場合、医業外費用から流用することができる。
- (3) 医業外費用(消費税及び地方消費税)の予定支出に不足が生じた場合、各項から流用することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- | | |
|-----------|--------------|
| (1) 職員給与費 | 4,775,832 千円 |
| (2) 交 際 費 | 250 千円 |

(他会計からの補助金)

第9条 病院事業の補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、929,895千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、2,666,112千円と定める。

(重要な資産の取得)

第11条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種 類	名 称	数 量
医療機器	オンライン血液透析器	一式
備 品	医療情報システム（電子カルテシステム等）	一式

平成23年度 小樽市水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水世帯数 67,400 世帯
- (2) 年間総給水量 17,100 千m³
- (3) 一日平均給水量 46,721 m³
- (4) 主要な建設改良事業の概要

イ 配水管整備事業

事業費 411,568 千円

事業概要 市内一円配水管整備

ロ 改良事業

事業費 468,397 千円

事業概要 豊倉浄水場機械設備(薬品注入設備)工事
赤岩配水池築造工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	2,915,883 千円
第1項 営業収益	2,638,141 千円
第2項 営業外収益	274,232 千円
第3項 特別利益	3,510 千円

支 出

第1款 水道事業費用	2,523,633 千円
第1項 営業費用	1,975,967 千円
第2項 営業外費用	535,566 千円
第3項 特別損失	12,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,415,898千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額39,038千円、過年度分損益勘定留保資金1,216,373千円及び当年度分損益勘定留保資金160,487千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	1,032,115 千円
第1項 企業債	683,500 千円
第2項 補助金	28,200 千円
第3項 負担金	119,115 千円

第4項 工事負担金	146,200 千円
第5項 貸付金償還金	55,000 千円
第6項 固定資産売却代	100 千円

支 出

第1款 資本的支出	2,448,013 千円
第1項 建設改良費	910,817 千円
第2項 企業債償還金	1,513,220 千円
第3項 退職給与金	23,976 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業費	千円 683,500	普通貸借 又は 登録公債	% 10.0 以内	1 平成24年度から据置期間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 571,786 千円

(2) 交際費 40 千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、31,108千円と定める。

平成23年度 小樽市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成23年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- | | |
|------------------|------------------------|
| (1) 排水戸数 | 64,700 戸 |
| (2) 年間総排水量 | 22,162 千m ³ |
| (3) 一日平均排水量 | 60,552 m ³ |
| (4) 主要な建設改良事業の概要 | |

イ 築造工事費

事業費 1,253,535 千円

事業概要 污水管布設工事 銭函地区ほか

マンホール蓋改築更新工事

中央下水終末処理場
水処理施設 電気設備工事
本館沈砂池棟 実施設計委託ほか

銭函下水終末処理場
水処理棟 機械設備工事
本館沈砂池棟 実施設計委託ほか

蘭島下水終末処理場
電気設備 実施設計委託ほか

汚水中継ポンプ場
船浜汚水中継ポンプ場 機械設備工事ほか

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、支払利息及び企業債取扱諸費の財源に充てるため、下水道事業債（特別措置分）60,600千円を借り入れる。

	収	入
第1款 下水道事業収益		3,737,919 千円
第1項 営業収益		2,073,257 千円
第2項 営業外収益		1,664,562 千円
第3項 特別利益		100 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		3,103,003 千円
第1項 営業費用		2,447,941 千円
第2項 営業外費用		643,962 千円
第3項 特別損失		11,100 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額2,188,269千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額56,947千円、過年度分損益勘定留保資金733,214千円及び当年度分損益勘定留保資金1,398,108千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資 本 的 収 入	2,495,528 千円
第1項 企 業 債	1,663,400 千円
第2項 交 付 金	585,000 千円
第3項 負 担 金	235,829 千円
第4項 受 益 者 負 担 金	2,729 千円
第5項 工 事 負 担 金	2,000 千円
第6項 貸 付 金 償 還 金	6,470 千円
第7項 固 定 資 産 売 却 代	100 千円

支 出	
第1款 資 本 的 支 出	4,683,797 千円
第1項 建 設 改 良 費	1,257,036 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,516,535 千円
第3項 貸 付 金	886,250 千円
第4項 退 職 給 与 金	23,976 千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道事業費	千円 615,300	普通貸借	% 10.0	1 平成24年度から据置期

		又は 登録公債	以内	間を含め30年以内に毎年元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政上の都合等により定額以上を償還し、又は本期間中に未償還額の範囲内において借換えをすることができる。 2 利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しがあった場合は、当該見直し後の利率とする。
資本費平準化債	880,000			
下水道事業債 (特別措置分)	228,700			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、2,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

161,261 千円

平成23年度 小樽市産業廃棄物等処分事業会計予算

(総則)
 第1条 平成23年度産業廃棄物等処分事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)
 第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 年間埋立処分量	26,100 t
イ がれき類等	21,400 t
ロ 廃プラスチック類等	2,700 t
ハ 土 砂	2,000 t
(2) 一日平均埋立処分量	102 t
イ がれき類等	83 t
ロ 廃プラスチック類等	11 t
ハ 土 砂	8 t

(収益的収入及び支出)
 第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 産業廃棄物等処分事業収益	108,344 千円

第1項 営業収益	102,973 千円
第2項 営業外収益	5,371 千円

支 出

第1款 産業廃棄物等処分事業費用	128,108 千円
第1項 営業費用	125,690 千円
第2項 営業外費用	1,418 千円
第3項 予備費	1,000 千円

(一時借入金)

第4条 一時借入金の限度額は、50,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第5条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 28,140 千円